

資料② 各国の教育課程の基準・教科書の定義と検定・デジタル教科書 2021.3 中山
「海外教科書制度調査研究報告書 2020.10」(公益財団法人 教科書研究センター) より抜粋

国名	教育課程の基準	教科書の定義と検定	デジタル教科書
日本	学習指導要領	法律で定義され「・・・教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であって、文部科学大臣の検定を経たもの・・・」 国による検定制度がある。	2019 年度から教科書の使用義務に関わらず、教育課程の一部において通常の紙の教科書に代えて使用できるようになった。
イギリス	ナショナル・カリキュラム (イングランド)	特に定義されていない。 自由発行で、法的使用義務はない。	電子黒板が普及していることから、それに対応した教科書が作られている。PDA で利用可能な教材も作られている。
フランス	国民教育省は、省令により、学校段階ごとの教育課程の基準として学習指導要領を定めている。	教科書は自由発行、自由採択制 (学習指導要領に対応するために作成されたもの) 検定はない。	2009 年度より国民教育省主導のデジタル教科書使用の試行が始まる。各学校の「学習のデジタル・プラットフォーム」の一部に位置付けられている点が特徴的である。
ドイツ	教育スタンダード (各州文部大臣会議)・学習指導要領 (州文部省)	統一的な定義はない。州によって教科書リストが作成され、各学校が教科書を採択する。	出版社により紙媒体の教科書に諸機能を加えて作成されているデジタル教科書がある。
フィンランド	全国基礎教育 教育課程基準	教科書の位置付けを法的に示すものはない。かつては教科書検定制度が存在したが 1992 年に廃止。	教科書は、紙版とデジタル版双方で刊行されている。デジタル教科書の価格は、1 年間のライセンスが紙版の 7 割程度であるが、3 年間のライセンスを購入した場合、割安になる。
アメリカ	各州・学区のコアカリキュラム。連邦レベルでのスタンダード (いくつかの教科)。	法律で定義されたものではなく、教材・学習材の一つである。	各教科書会社によって開発、販売されている。 デジタル教科書が日常的に使われている学区もある。
カナダ	基準は、各州・準州によって定められているため、教育内容は州・準州によって異なる。	教科書のほか、ビデオ、ソフトウェア等電子化された教材・・・も含まれる。認定制。	多くの州で、遠隔教育や教室内での学習活動においても、広く活用されている。教科書と同様、無償で配布されている。
大韓民国	全国水準の教育課程基準として、教育部長官が「教育課程」を定める。各学校はこれに基づき、学校水準の教育課程を編成する。	学校で児童生徒の教育のために使用される、児童生徒用の書籍・音盤・映像及び電子著作物等。 国定、検定、認定の制度があり校長が採択。	2018 年 8 月現在、初等学校の 80.4%、中学校の 69.8%でデジタル教科書が使用されている。
中華人民共和国	課程標準	「国語」「歴史」「道徳と法治」の三教科は「国定制」、その他の教科は「検定制」	20 世紀に入って大都市と沿海地域を中心に目覚ましい進展がみられる。その種類は 106 種に及ぶ。

◇欧米諸国では、教育課程を政府が大綱的基準として定めている。そして、教科書は自由に発行され、政府が検定制度で統制するようなことは見られない。上記の表の範囲では例外は日本と中国である。教育活動は、学校と教員の自主性・専門性が尊重され、その中で効果的な機器としてタブレットを活用したデジタル教科書の使用が、欧米諸国のすう勢になっている。